

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">貿易保険共通運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00069 沿革 (略) <u>令和2年12月24日 一部改正</u></p>	<p style="text-align: center;">貿易保険共通運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00069 沿革 (略)</p>	
<p>第1条～第17条 (略)</p>	<p>第1条～第17条 (略)</p>	
<p>(再投資先企業の株式等の担保設定に係る承諾)</p> <p>第18条 日本貿易保険は、被保険者から、被保険投資の相手方、海外事業資金貸付の相手方又は保証債務に係る主たる債務者（以下総称して「被保険投資の相手方等」という。）が保有する<u>保険契約の対象となる再投資先企業</u>（被保険投資の相手方等が直接出資又は間接出資を行っている企業をいい、<u>間接出資の場合は中間法人を含む</u>。以下同じ。）の株式又は再投資先企業向け貸付金債権（以下総称して「<u>保険対象再投資先株式等</u>」という。）に係る質権又は譲渡担保の設定の承諾申請があった場合、日本貿易保険は、条件を付して質権又は譲渡担保の設定の承諾を行うことができる。</p>	<p>(特約の対象となる株式等の担保設定に係る承諾)</p> <p>第18条 日本貿易保険は、<u>保険契約について、被保険者から、別に付した特約において重要資産等を含めた株式若しくは貸付金債権又は別に付した特約においててん補対象を含めた被保険投資の相手方、海外事業資金貸付の相手方若しくは保証債務に係る主たる債務者</u>（以下総称して「被保険投資の相手方等」という。）の<u>事業に係る再投資先企業</u>（被保険投資の相手方等が直接出資又は間接出資を行っている企業をいう。以下同じ。）の株式若しくは再投資先企業向け貸付金債権（以下総称して「<u>特約対象株式等</u>」という。）に係る質権又は譲渡担保の設定の承諾申請があった場合、日本貿易保険は、条件を付して質権又は譲渡担保の設定の承諾を行うことができる。</p>	
<p>(二重担保の禁止)</p> <p>第19条 前4条の規定にかかわらず、日本貿易保険は次の各号に掲げる質権又は譲渡担保の設定を承諾しない。</p> <p>一 保険の目的に質権又は譲渡担保が設定されている場合にあつては、当該保険に係る保険金請求権について当該質権者若しくは譲渡担保権者以外の者を担保権者とする質権若しくは譲渡担保又は<u>保険対象再投資先株式等</u>について当該質権者若しくは譲渡担保権者以外の者を担保権者とする質権若しくは譲渡担保</p> <p>二 保険金請求権に質権又は譲渡担保が設定されている場合にあつては、当該保険の目的について当該質権者若しくは譲渡担保権者以外の者を担保権者とする質権若しくは譲渡担保又は<u>保険対象再投資先株</u></p>	<p>(二重担保の禁止)</p> <p>第19条 前4条の規定にかかわらず、日本貿易保険は次の各号に掲げる質権又は譲渡担保の設定を承諾しない。</p> <p>一 保険の目的に質権又は譲渡担保が設定されている場合にあつては、当該保険に係る保険金請求権について当該質権者若しくは譲渡担保権者以外の者を担保権者とする質権若しくは譲渡担保又は<u>特約対象株式等</u>について当該質権者若しくは譲渡担保権者以外の者を担保権者とする質権若しくは譲渡担保</p> <p>二 保険金請求権に質権又は譲渡担保が設定されている場合にあつては、当該保険の目的について当該質権者若しくは譲渡担保権者以外の者を担保権者とする質権若しくは譲渡担保又は<u>特約対象株式等</u>につ</p>	

新	旧	備考
<p>式等について当該質権者若しくは譲渡担保権者以外の者を担保権者とする質権若しくは譲渡担保</p> <p>三 <u>保険対象再投資先株式等</u>に質権又は譲渡担保が設定されている場合にあつては、当該保険に係る保険の目的又は保険金請求権について当該質権者若しくは譲渡担保権者以外の者を担保権者とする質権若しくは譲渡担保</p> <p>2 (略)</p> <p><u>附 則</u> この規程は、令和3年1月18日から実施する。</p>	<p>いて当該質権者若しくは譲渡担保権者以外の者を担保権者とする質権若しくは譲渡担保</p> <p>三 <u>特約対象株式等</u>に質権又は譲渡担保が設定されている場合にあつては、当該保険に係る保険の目的又は保険金請求権について当該質権者若しくは譲渡担保権者以外の者を担保権者とする質権若しくは譲渡担保</p> <p>2 (略)</p>	